


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、東大和市介護保険規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正する等、介護保険料の延滞金に係る文言等について所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>介護保険料の延滞金に関する事務を適正に遂行することができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月 地方税法等の一部を改正する法律 公布 令和2年9月 第3回市議会定例会において東大和市介護保険条例一部改正 令和2年12月 文書課において審査済み 					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、改正事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。